チャージバックレスキューサービス及び海外転送補償サービス利用規約

イーディフェンダーズ株式会社が提供するチャージバックリスク軽減コンサルティングサービス「チャージバックレスキューサービス」及び「海外転送補償サービス」(以下総称して「本サービス」といいます) について、契約者は、利用規約に同意するものといたします。

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

イーディフェンダーズ株式会社(以下「当社」といいます)は、この利用規約(以下「利用規約」といいます)に基づき本サービスを契約者に対し提供し、契約者は利用規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。利用規約は、契約者が本サービスを利用するための諸条件及び権利義務等を定めるものです。利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

第2条(定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

1. 契約者

利用規約に合意の上、利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

2. 利用契約

利用規約に合意絵の上、当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

3. 利用契約等

利用契約及び利用規約

第3条(通知)

- 1. 当社から契約者への通知は、個別の利用契約の規定に定めのない限り通知内容を電子メール又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載 の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームペー ジへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条(知的財産権)

- 本サービスに関する著作権等の一切の知的財産権は当社に帰属し、本サービスは日本の著作権法その 他本サービスに関連して適用される法律等によって保護されています。本サービスとともに提供され るドキュメント等の関連資料についても同様とします。
- 2. 当社は契約者に対し、本サービスの利用を非独占的に許諾するものであり、本サービスに関する知的 財産権その他の権利を契約者が取得するものではありません。
- 3. 契約者は、当社に対し、当社が契約者の名称及びロゴを当社の広告物で利用することを許諾するものとします。

第5条(権利義務譲渡の禁止)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約等に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を他に譲渡し、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第6条 (表明保証)

当社及び契約者は、利用契約締結時から利用契約終了までのすべての時点において、次の各号の事項を表明し保証します。

- 1. 自己又はその従業員、役員等の構成員、株主、関連会社、その他契約者の実質的支配権を有する者等 (以下総称して「関係者」といいます)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業団体又はその 関係者、これらでなくなった時から 5 年を経過しないもの、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます)ではないこと。
- 2. 自己又はその関係者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- 3. 自己又はその関係者が反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- 4. 自己又はその関係者が、反社会的勢力に対して賃金等を提供し、又は便宜を供給するなど、反社会的 勢力の維持運営に協力し、又は関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- 5. 自己又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方及び相手 方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方及び相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

第7条(合意管轄)

契約者と当社の間で本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8条(準拠法)

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第9条(協議等)

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の 上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有 効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、利用契約等の趣旨に従って解釈・適用する ものとします。

第10条 (利用規約の変更)

- 1. 当社は利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合、契約者は変更後の新利用規約に基づいて本サービスの提供を受けるものとします。
- 2. 当社は、前項の変更を行う場合、変更後の新利用規約の内容を契約者に第3条に定める方法により通知するものとします。

第2章 利用契約の締結等

第11条(利用契約の締結)

- 1. 利用契約は、申込者が当社指定の利用申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を送達したときに成立するものとします。なお、当該通知の送達日又は利用申込書に定める日付のうち、いずれか遅い日を利用開始日とします。
- 2. 申込者は利用規約の内容を同意の上、前項の申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当 社は、本サービスの申込者が利用規約の内容を同意しているものとみなします。
- 3. 利用契約等の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所 定の方法により承諾の通知を送達したときに成立するものとします。但し、第 10 条に定める方法 による利用規約の変更については同条の定めるところによります。
- 4. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったと

- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が不適当と判断したとき

第12条(変更通知)

- 1. 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先、Eメールアドレス又は契約者 に関するその他利用申込書の記載事項のうち、契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定 める方法により変更から 2 週間以内に当社に通知するものとします。
- 2. 当社は、契約者が前項の通知を怠ったことにより損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第13条(有効期間)

- 1. 利用規約の有効期間は、利用契約の定めるところによります。
- 2. 利用規約の有効期間満了の 30 日前までに、契約者又は当社から別段の意思表示がないときは、利用規約の有効期間は、期間満了日の翌日から、同一の条件で、更に1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。
- 3. 本サービスの最短利用期間は、利用開始日から起算して6ヶ月とします。契約者は、この最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第14条に従うことに加え、解約申し入れから2週間以内までに解約日以降最短利用期間満了日までの残余期間に対応する利用料金相当額及びその消費税相当

額を一括して当社に支払うものとします。

4. 契約者について第 16 条に定める補償制度が終了した場合、利用契約等についても何らの行為を要せず即時に終了するものとします。

第14条(契約者からの利用契約等の解約)

- 1. 契約者は、解約希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。なお、解約日の記載のない場合又は解約通知到達日から解約日までの期間が30日未満の場合、解約通知が当社に到達した日から30日後を契約者の解約日とみなすものとします。
- 2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等及び遅延損害金が ある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

第15条(当社からの利用契約等の解約)

- 1. 当社は契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者への事前の通知又は催告を要すること なく利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止、支払不能、又は手形・小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立があったなど信用状態に重大な不安が生じ

た場合

- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の行政処分を受けた場合
- (6) 利用料金の支払日から10日以上経過しても利用料金の一部又は全部を支払わない場合
- (7) 第33条第1項各号の禁止事項に該当した場合
- (8) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合 合(本条第1項(6)号又は同(7)号の場合を除く。)
- (9) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をした場合
- (10) 第6条の表明保証に関し、真実でないこと又は不正確であることが判明した場合
- (11) その他利用契約等を履行することが不可能又は困難となる事由が生じた場合
- 2. 当社は、契約者について信義則違反があると認める場合には、契約者に通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。契約者による信義則違反には、次のものが含まれます。
 - (1) 契約者がチャージバック (クレジットカード会社が、契約者に対し、不正又は瑕疵が疑われる対象取引 (第 18 条で定義します) について、その理由を明示し、当該取引の売上取消、又は、支払済みの金員の返還を書面によって請求すること) の発生の防止に努めていないと当社が認めた場合
 - (2) 契約者が当社に対し提出した対象取引に係る資料又は説明事項について虚偽又は遺漏があった場合
 - (3) 上記のほか、契約者が当社や決済代行会社又はそれに準ずる事業者に対し不正請求その他の不適切な請求を行った場合

契約者は前項の場合、未払いの利用料金及び遅延損害金を直ちに支払うものとします。

3. 当社は、事由の如何を問わず、1ヶ月前に契約者に対し書面により通知する方法により、利用契約を解約することができるものとします。

第16条(契約終了後の処理)

契約者は、利用契約等が終了した場合、当社の指示に従い、本サービスの利用にあたって当社から提供を 受けた資料等を利用契約等の終了後直ちに返還又は消去することとします。

第3章 サービス

第17条(本サービスの種類と内容)

- 1. 当社が一般的に提供する本サービスの内容は、利用契約等に定めるとおりとし、契約者が個別に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。
- 2. 当社は、改良等のため本サービスの内容を修正・変更することができるものとします。

第18条(本サービスの目的)

1. 本サービスは、契約者がその顧客との間で行う以下の商取引(以下「対象取引」といいます。)において、チャージバックによる契約者の損害の防止及び軽減を図ることを目的とします。対象取引は、 契約者が当社にあらかじめ書面で届け出た商取引のうち、決済にクレジットカードが利用された物 流を伴う物品販売及びダウンロード販売やデジタルコンテンツ等の物流を伴わない無形サービスの 提供に限ります。クレジットカードを利用しない取引、金融取引などは対象取引に含まれません。

- (1) 物流を伴う物品販売
- (2) ダウンロード販売やデジタルコンテンツ等の物流を伴わない無形サービス
- 2. 当社は、対象取引におけるチャージバックによる損害防止に関する専門業者として、法令等を遵守 し、利用契約等の内容に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、契約者に対し本サービスを提供 します。
- 3. 当社は、契約者から対象取引に係る資料及びこれに関連する資料(以下「対象取引に係る資料」といいます)の提供を受け、その分析を行い、契約者に対し、「分析結果報告書兼提案書」(以下「報告書」といいます)を提供します。報告書には、対象取引におけるチャージバックによる契約者の防止及び軽減を実現するための方策として、当社の推奨する方策(以下「推奨方策」といいます)を記載します。

第19条(推奨方策の採否の検討と検収)

- 1. 契約者は、推奨方策を採用するか否かを検討し、採否の結果を当社に通知するものとします。契約者 が推奨方策を採用する場合、当社と契約者は、推奨方策の実施内容の詳細について協議するものとし ます。
- 2. 前項の当社による通知が発された場合、その時点を以て、報告書の検収が完了したものとします。

第20条(継続的なコンサルティング)

- 1. 当社は、契約者に対し、利用規約の有効期間中、不正取引に関連する最新の情報を、当社の定める方法により提供するものとします。
- 2. 当社は、契約者に対して、利用規約の有効期間中、前項の最新の情報を踏まえ、追加的に契約者が講ずることが望ましい方策(対象取引におけるチャージバックによる契約者の損害の防止及び軽減を実現するための方策。以下「追加推奨方策」といいます)を考案した場合、追加推奨方策を書面をもって提案するものとします。
- 3. 契約者は、当社と協議の上、追加推奨方策を採用するか否かについて、当社と誠実に協議するものとし、契約者と当社が追加推奨方策の採用を合意した場合、契約者の負担において、速やかに追加推奨方策を導入するものとします。

第21条 (再委託)

当社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を契約者の承諾なく第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該第三者に対し、利用規約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第22条(債務不履行責任等)

1. 契約者が、当社及び契約者があらかじめ合意した推奨方策及び追加推奨方策を継続的かつ適切に実施したにもかかわらず、対象取引においてチャージバックが発生した場合、当社は、当社を保険契約

- 者、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社、契約者を被保険者とする「チャージバックレスキューサービス付帯チャージバック被害補償制度」(以下「本件補償制度」といいます)及び利用契約等の定めるところに従い、当社の善管注意義務違反に起因して契約者に生じた損害を賠償します。ただし、第23条各号に掲げる事由がある場合には、当社はいかなる損害賠償義務も負いません。
- 2. 当社が契約者に対して負担する損害賠償義務は、当社と契約者が合意した損害賠償額から、本件補償制度により支払われた保険金額を控除した額を上限として、契約者と当社との間で協議して決定します。
- 3. 本件補償制度により、保険金が支払われる場合であっても、利用契約等の対象でないときには、当社は契約者に対する損害を賠償しません。
- 4. 契約者が合理的な理由なく推奨方策又は追加推奨方策の導入を拒否したことにより、契約者に損害が発生した場合、契約者と当社は、当社の賠償責任の有無及び賠償額について、別途誠実に協議することとします。
- 5. 本条に定めるチャージバックの発生日は、対象取引が行われた日とします。チャージバックが確定した日は、契約者がチャージバック確定連絡を受けた日とします。
- 6. 当社は1か月単位(各月の1日から起算し各月の末日まで)で契約者の損害について賠償義務を負うこととし、その上限額は別途利用契約で定める通りとします。
- 7. 契約者が、その顧客に対し、チャージバックに係る対象取引に関し売掛債権を有しており、その損害 回復が可能であると当社が認める場合には、当社は賠償責任を負わないものとします。また、当社が 契約者に賠償する責任は、契約者が直接かつ現実に被った損害に限るものとし、チャージバックに係

る対象取引の売掛金相当額を上限とします。契約者の逸失利益、間接損害、拡大損害、特別損害、データ若しくは文書の紛失に伴う損害等は、事由の如何を問わず、当社が契約者に賠償する責任に含まれません。チャージバックの発生に関し、契約者にも過失があったと当社が認める場合には、当社は、この契約者の過失を考慮して、当社が契約者に対して責任を負う賠償金額を定めます。契約者に過失があったと当社が認める場合の具体例は以下のとおりです。

- (1) 契約者の故意又は過失により、契約者が不正アクセスを受け、個人情報、カード情報、ID 及び パスワード情報等が漏洩した結果、チャージバックが発生した場合
- (2) クレジットカード会社又は決済代行会社より不正利用の懸念を指摘されていた決済にもかかわらず処理した結果、チャージバックが発生した場合
- (3) 契約者が第三者による不正利用であると認識し、又は不正利用であると容易に疑うことができる事情が存在した場合
- 8. 契約者は、当社に対し、本条第1項に基づき損害賠償を求める場合、チャージバックに係る対象取引の情報(処理日時、購入商品、配送伝票等)、クレジットカード会社からの第三者利用の通知書面(チャージバックを示す書面)及びその他請求書を含む当社が指定する書面を当社に提出しなければなりません。当社は、契約者に対して、当該チャージバックについて契約者が警察に届け出た被害届の受理番号の提出を求めることがあります。当社は、これらの情報及び書面を精査し、毎月15日を締日として契約者に対して当社の損害賠償責任の有無及びその賠償金額を通知します。当社がこれらの精査を行うにあたり、契約者に対して追加の資料等の提出及び各資料等の内容の修正又は再提出を求めることがあります。この場合、契約者はこれに速やかに応じなければなりません。

- 9. 契約者が本件補償制度に基づく請求を行う場合、あらかじめ当社の書面による承認を得るものとします。この場合、契約者は、当社及び引受保険会社が求める必要書類を、当社及び引受保険会社に提出しなければなりません。
- 10. 契約者が、当社に対し、本条第1項に基づき損害賠償を求める場合、契約者は、当社に対し、利用契約等に係る代金減額請求などを行わないものとします。
- 11. 契約者が、第三者による不正利用であることを知って対象取引を行った場合、又は当社の責に帰すべからざる事由に起因する場合に、契約者に対し、当該対象取引により契約者に生じた損害を賠償しません。また、チャージバックの発生が、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議により生じる場合は、当社は、賠償責任を負わないものとします。
- 12. 契約者は、チャージバックが確定した日から40日以内、かつ、チャージバックが発生した日(対象取引が行われた日)から180日以内に、当社に対して書面により損害賠償請求を行うこととし、これを徒過した場合には損害賠償請求はできないものとします。
- 13. 当社による契約者に対する責任は利用契約等に定めるもののみとし、契約者は当社に対し法令等に 基づく請求権のうち利用規約に定めていないものを行使しないことを約束します。

第23条(本サービスの前提条件)

当社は、契約者が本条各号に定める内容を順守することを前提条件として、本サービスを提供します。契約者が本条各号の定めに違反した場合、当社は、利用規約等を直ちに解除することができ、かつ、損害賠

償責任その他の責任を一切負いません。

- (1) 契約者がクレジットカード会社と締結しているクレジットカードの加盟店契約が有効に存続しており、契約者がこれを厳守し、チャージバックが発生しないよう必要かつ適切な予防措置を講じている こと
- (2) 契約者が、商業的合理性を有する態様で本サービスを利用し、対象取引を行うこと
- (3) 契約者が、対象取引に関し、準拠すべき国の法令、行政による指導に反する行為を行っておらず、利用契約等に違反していないこと
- (4) 契約者が当社に対し予め届け出た契約者の EC サイトにおける掲載商品と異なる商品 (物流を伴う物 品販売、ダウンロード販売やデジタルコンテンツ等の物流を伴わない無形サービスであるかを問わない前記のとおりに係る取引について、本サービスを利用したものではないこと
- (5) 契約者が本サービスを過去に行った取引に対して用いていないこと及び対象取引の債務を履行済であること
- (6) 当社が契約者に対して、本サービスの利用について別途条件を付した場合には、契約者がその条件を順守していること
- (7) 契約者が当社に届け出ている EC サイトの掲載商品に変更が生じたときは、当社が指定する方法により遅滞なく当社に届け出ていること
- (8) 不正利用者が不明な場合であるか、又は契約者による請求・取立てが可能な場合(結果的に本人利用が判明した場合や、本人の家族が利用していた場合などを含む)ではないこと
- (9) チャージバックが発生した場合であっても、当該商品又は同等商品を契約者が再販すること等によ

- り、契約者が実質的に損害を被ることを避けられる場合ではないこと
- (10) 注文主や発送先の氏名、住所、電話番号のいずれかに不自然な点があるにもかかわらず注文を処理した結果としてチャージバックが発生した場合ではないこと
- (11) クレジットカード会社又は決済代行会社から、不正利用の懸念を指摘されていた決済にもかか わらず、契約者が注文を処理(発送)した結果チャージバックが発生した場合ではないこと
- (12) 注文を処理した後に、当該受注分について不正利用の疑いがあることが判明した場合、配送会社 に対して商品の配送停止の指示を行うなど契約者が適切な手段を講じていれば防げていたと認定で きるチャージバックではないこと
- (13) 商品等の配送先が転送会社、倉庫(住所の最後尾に不自然な英数字「例:OTZ8646」や「〇〇倉庫」等)・短期滞在施設(ホテルや民泊等)、又は運送会社の営業所止め(公共施設等に設置の宅配口ッカー等含む)とした結果により発生したチャージバックではないこと。ただし、契約者が「海外転送補償サービス」に加入しており、かつ当社が運営する転送サービス(Trans Depo)に発送した場合はこの限りではない。
- (14) 当社コンサルティングサービス(不正検知サービス等を含む)により、注意喚起のスコアやアラートが出ている場合ではないこと

契約者が、チャージバックが発生したことを知った時(チャージバック確定日)から40日を超える、かつチャージバックが発生した日(対象取引が行われた日)から180日を超えるチャージバックではないこと

第24条(当初契約期間のテスト運用)

推奨方策の実施開始後当初の3カ月間はテスト運用期間とします。 テスト期間中は、利用契約等の内容にかかわらず、当社の契約者に対する損害賠償金の上限金額は、当社と契約者との間で特別の合意のある場合を除き、月額3万円とします。テスト運用期間終了後の取扱い(推奨方策の見直しを含みます)については当社と契約者の別途協議の上で確定するものとします。

第25条(本サービスの提供区域及び対象)

本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、次の各号の要件が充たされる場合に提供可能となります。

- 1. 契約者の店舗所在地が日本国内にある場合
- 2. 日本国内にて契約締結権限を有する場合
- 3. 契約書や規約等を日本語で理解可能な場合
- 4. 保険金又は損害賠償金の支払先が日本国内である場合

第26条(本サービスの廃止)

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止 日をもって利用契約等の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (2) 廃止日の30日前までに契約者に通知した場合
- 2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、すでに支払われている利用料金等

のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

3. 当社が本サービスを廃止する場合、本件補償制度も同時に終了するものとし、契約者はこれに異議を述べません。

第4章 利用料金

第27条(本サービスの利用料金等)

本サービスの利用料金等は、利用契約に定めるとおりとします。

第28条(利用料金の支払義務)

- 1. 契約者は、本サービスの利用期間における利用料金及びこれにかかる消費税等を別途当社が定める方法で支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、本サービスの提供を停止することができるものとします。支払われた利用料金については、これを返還しないものとします。
- 2. 利用期間において、不可抗力による本サービスの提供の中断、停止、又は契約者の責めに帰すべき事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

第29条(利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等について、本サービス利用の翌月5営業

日までに送付された請求にもとづき、サービス利用の翌月末までに当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

2. 契約者と集金代行等を行う金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第30条(遅延利息)

契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年10.0%の利率で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第31条 (利用料金の変更)

当社は、物価・為替レートが著しく変動する等、予想しえない経済変動が生じた場合、また、その他諸事情により、契約者に通知することにより、本サービスの利用料金を変更することがあります。

第5章 契約者の義務等

第32条(自己責任の原則)

- 1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で日本国内及び日本国外の第三者に対して損害を与えるなどして第三者から請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対して請求を行う場合においても同様とします。
- 2. 契約者は、当社が本サービスの提供、又は本サービスの向上のために要請する情報を当社に対して無償で提供するものとします(以下「契約者提供情報」といいます。)。契約者提供情報については、契約者の責任で提供されるものであり、当社から情報が漏えいした場合を除き、当社はその内容等について、いかなる保証も行わず、それに関連するいかなる問合せも受けず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
- 3. 契約者は、故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。
- 4. 契約者は、本件補償制度の内容を確認の上、自己の責任により、これに加入するものとします。当社は、保険募集行為又は加入勧奨行為、もしくはこれらに類する行為を行いません。

第33条(利用責任者)

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、書面をもって速やかに通知するものとします。

第34条(禁止事項)

- 1. 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) 当社又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を複写、改ざん又は消去する行為
 - (3) 本サービスに基づき派生的著作物等を創作する行為
 - (4) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用、販売、再販売、又はリースする行為
 - (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為
 - (6) 当社又は第三者に不利益を与える行為
 - (7) 当社と競合する事業を営むために、本サービスを利用する行為
 - (8) 第三者の前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為
- 契約者は、自ら又は第三者が前項各号のいずれかに該当する行為を認知した場合、又はこれらの行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が本条第1項各号のいずれかに該当するものである場合又は契約者の提供した情報が本条第1項各号のいずれかの行為に関連する情報である場合、 事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるもの

とします。

第35条(協力義務)

契約者又は契約者の関係会社に対する監督当局、その他行政機関、官公署等による調査又は検査等(以下 「調査等」といいます)が実施されることとなった場合、当社は調査等に協力するものとします。

第6章 秘密情報等の取り扱い

第36条(秘密情報の取り扱い)

- 1. 秘密情報とは、利用契約等に基づき契約者又は当社から相手方に開示された情報及び本サービス遂行上知り得た営業上・技術上の情報で、開示、提供の際に相手方により秘密である旨の表示がなされたもの、及び秘密であると合理的に認識できるものをいいます。尚、口頭、映像その他書面又は物品以外の媒体により開示、提供された技術情報及び業務上の情報については、秘密情報の開示当事者(以下「開示当事者」といいます)が相手方に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、且つ、当該開示後 30 日以内に秘密である旨の表示をした書面を交付することにより、秘密情報とみなされるものとします。但し、当社が契約者に対して提供する本サービスの技術上又は営業上その他業務上の情報及び利用契約等の内容(契約者による利用サービス及び利用料金を含みますが、これらに限りません。)については、秘密情報にあたるものとみなし、また、次の情報は秘密情報にはならないものとします。
 - (1) 相手方から開示を受けた後に、自らの責に帰することができない事由により公知となった情報

- (2) 相手方から開示を受ける前に、自らが知得していた情報
- (3) 相手方から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- (4) 相手方から開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (5) 法令又は裁判所(いずれも外国のものを含みます)の命令により開示することが義務付けられ た情報
- (6) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- 2. 契約者及び当社は、秘密情報を以下のとおり取り扱うものとします。
 - (1) 契約者及び当社は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって秘密裡に保持するものとし、開 示当事者の書面による事前承諾のない限り、第三者に開示、漏洩しないものとします。
 - (2) 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービスの遂行及び 新規サービスの研究開発目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情 報を化体した資料等(以下本条において「秘密資料等」といいます)を複製又は改変(以下本項 においてあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合、契約者及 び当社は、複製等された情報についても、秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サー ビス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾 を受けるものとします。
 - (3) 契約者及び当社は、開示当事者の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に対して開示しようとする場合には、当該第三者に対し利用契約等に定めるのと同等の義務を課するものとし、 当該第三者がこれに違反したときは、開示当事者に対し直接その責任を負うものとします。

- 3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、法令の定め又は権限ある官公署からの要求若しくは 指導(いずれも外国のものを含みます)があった場合、必要最小限の範囲で開示することができるも のとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相 手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後可及的速やかにこれを 行うものとします。
- 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 5. 前各項の規定にかかわらず、当社は、必要と認めた場合、再委託先に対して、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができることとします。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
- 6. 前各項の規定は、本サービス終了後、1年間有効に存続するものとします。
- 7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったとき又は本サービス終了後、秘密資料等 (本条第 2 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。を相手方に返還又 は消去するものとします。但し、当社は、契約者提供情報については、理由の如何を問わず保持し続けることができるものとします。
- 8. 前各項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの提供に関する契約者による当社に対する申し出・ 苦情等について、本サービスの改善等に自由に利用することができるものとします。

第7章 当社の免責

第37条(免責)

- 本サービス又は利用契約等に関して、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、 法律上の請求原因の如何を問わず、利用規約に明記した場合を除き、賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス、アタック又は 通信経路上での傍受
 - (3) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (4) 当社の製造に係らないソフトウェア (OS,ミドルウェア、DBMS 等) 及びデータベースに起因して発生した損害
 - (5) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (6) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する 法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分(いず れも外国のものを含みます)に起因して発生した損害
 - (7) 当社に対して適時に契約者提供情報が提供されなかったことに起因して発生した損害
 - (8) 再委託先の業務に起因する損害であって、当社に再委託先の選任・監督に関する過失等の責めに 帰すべき事由がない場合
- 2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について 一切責任を負わないものとします。

以上

2020年2月3日改定

2018年3月1日改訂

2017年6月1日改訂